

<18-02>
2018年2月

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成30年1月31日付「保医発0131第3号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、平成30年2月1日より、下記検査項目の検体検査実施料が新規適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■ 新規保険収載項目

| 検査項目名 | 検査方法 | 実施料 |
|---------|-----------|-----|
| 遊離カルニチン | 酵素サイクリング法 | 95点 |
| 総カルニチン | 酵素サイクリング法 | 95点 |

以上

※詳細は裏面をご覧ください。

●新規保険収載項目の詳細内容

| 検査項目名 | 実施料 | 実施料区分 | 判断料区分 |
|---------|-----|--------------------------------|---------------|
| 遊離カルニチン | 95点 | 「D007」血液化学検査 「24」LDアイソザイム1型 | 生化学的 検査(I) |
| 総カルニチン | 95点 | 「D007」血液化学検査 「24」LDアイソザイム1型 | 生化学的 検査(I) |

- ア 遊離カルニチン及び総カルニチンは、区分番号「D007」血液化学検査の「24」LDアイソザイム1型の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。
- ウ 本検査は先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に1回を限度として算定する。
- エ 静脈栄養管理もしくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症もしくは小児の患者、人工乳もしくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助もしくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。
- オ 同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
- カ 本検査の実施に当っては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

●弊社受託中

カルニチン [項目コード：1166]

※なお、弊社の項目は遊離カルニチンと総カルニチンを同時に測定する形式で受託しております。